

契約保全・収納・保険金 取扱規定

15

自動振替貸付

SOMPOひまわり生命契約

自動振替貸付

SOMPO ひまわり生命契約

■保険料の払込みがないまま払込猶予期間を経過した場合、解約返戻金の範囲内で未払込保険料相当金額を自動的に立替え、契約を有効に継続させます。この制度を「自動振替貸付 (以降「APL）」といいます。

1. 取扱範囲

〈1〉保険種類

	対象保険種類
主契約	<ul style="list-style-type: none">・終身保険・低解約返戻金型終身保険・養老保険・連生終身保険・連生収入保障保険・こども保険・特定疾病保障終身保険・特定疾病前払式終身保険・個人年金保険・総合生活障害保障保険・定期保険・遡増遡減設計定期保険・低解約返戻金型定期保険・長期傷害保険・遡増定期保険・初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険・無選択型終身保険 (保険料回払)・医療保険 (08) (保険期間が終身、かつ死亡保険金不担保特則が付加されていない場合のみ)・医療保険 (2014) (保険期間が終身、かつ死亡保険金不担保特則が付加されていない場合のみ)
特約 (主契約部分も適用対象であること)	<ul style="list-style-type: none">・養老保険特約・定期保険特約・遡増定期保険特約・遡増遡減設計定期保険特約

〈2〉適用要件

(1) APL 制度に関し、不適用の申し出をしていないこと

(2) APL または契約者貸付の貸付残高がない場合

$$\text{【解約返戻金】}^{*1} \geq \text{【貸付する保険料】} + \text{【その利息】}^{*2}$$

(3) APL または契約者貸付の貸付残高がある場合

$$\text{【解約返戻金】}^{*1} - \text{【貸付残高の元利合計金額】} \geq \text{【今回貸付する保険料】} + \text{【その利息】}^{*2}$$

※1 APL 適用後の解約返戻金で計算します。原則、主契約の解約返戻金のみが対象。ただし、上記に記載した特約が付加されている場合は、その特約の解約返戻金も合算します。

※2 今回 APL を適用する場合の次回の利息繰入日時点で計算します。

〈4〉APL適用時の通知

送付先	送付物	送付時期
代理店	・自動振替貸付適用契約リスト * APL適用日より3か月間掲載されます。 代理店にはひまわりToDoリストでデータを配信します。	APL適用日の 翌月20日頃
契約者	・保険料のお立替(自動振替貸付)のご案内 *月払:払込票には適用月数にかかわらず一律3か月分の金額が表示されています。30万円未満の場合はコンビニ払が可能です。 *年・半年払:払込票には金額を記載しておりません。返済時点における金額を営業サポートセンターへ確認し、払込時に契約者に記入いただきます。	APL適用日の 翌月20日頃
	・保険料の自動振替貸付利息に関するお知らせ(郵振払込票) *初めてAPL適用した契約(過去にAPL適用した後全額返済した契約も含まれます)で、払方ごとの作成条件が以下の場合に作成されます。 〈年払・半年払〉 前月にAPL適用処理を行った契約 〈月払〉 前月に5か月分または6か月分のAPL適用処理を行った契約	APL適用日の 翌々月20日頃

〈5〉クレジットカード払

「カード無効」状態でAPLが適用された場合、APL適用期間経過後に保険料請求を再開するとき、または下記『2. APL適用の取消』の際、あらたなカード登録または払込方法(口座振替等)変更などの手続きが必要となります。上記〈4〉に記載の「自動振替貸付適用契約リスト」にて該当契約がある場合、すみやかに契約者へ手続きを勧奨してください。

2. APL適用の取消

APLは、一定の条件のもとに取り消すことができます。
APLを取消した場合、利息は不要です。

〈1〉APL取消の条件

(1)未収保険料の払込みによる取消

APL適用日(払込猶予期間満了日)の翌日から1か月以内に、当月分までの未収保険料の入金があった場合、取消します。

ただし、APL取消可能期間の最終日が金融機関非営業日の場合は、翌営業日まで取消可能です。

【未収保険料の払込み方法】

以下のいずれかの方法により払込みいただけます。

- ・郵便振替(「保険料のお立替(自動振替貸付)のご案内」に「郵振払込票」を添付しています。)
- ・コンビニエンスストアでの払込み(ひまわりオンラインで払込票が印刷できます。)
- ・当社口座への銀行振込(ひまわりオンラインで振込依頼書が印刷できます。)

* お払込み金額から、振込手数料を差し引いてお振込みいただくことも可能です。

* ゆうちょ銀行での現金利用時の加算料金は契約者負担となります。

(2) 保全事由による取消

APL適用日（払込猶予期間満了日）の翌日から3か月以内に、契約者から次の請求があった場合、取消します。

- ・ 払済保険への変更
- ・ 延長保険への変更
- ・ 保険金額の減額
- ・ 解約

なお、上記の保全処理の前に APL 返済があった場合、処理完了の約 1 週間後に保全処理時の支払口座へ返済金額を返金します。

〈2〉手続き完了連絡

送付先	送付物	送付時期
契約者	・ お手続き完了のご案内	APL取消処理完了の翌営業日に本社から発送します。 * APL 判定前に処理した場合、適用のお知らせ・お手続き完了のご案内は発送対象外となります。

3. 貸付利息

〈1〉貸付利息

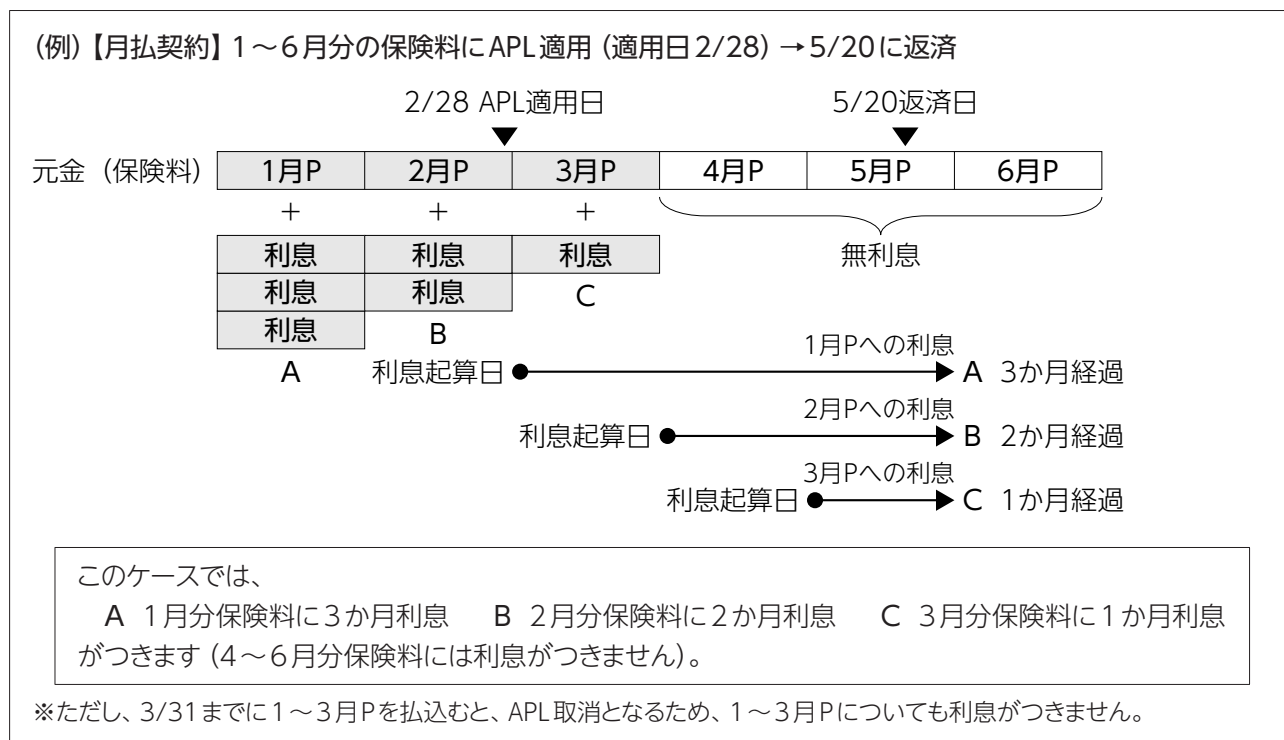
項目	内容	
貸付利率	APL適用日（または利息繰入日）が2014年11月1日以降分	年利3.25%（複利）
利息計算	月割計算（貸付日の翌日から返済日までを月割計算し、端数は14捨15入で経過月数に加算）	
利息繰入	適用した自動振替貸付金の保険料充当月後の保険料払込猶予期間満了日に経過利息を元本に繰り入れます。	

〈2〉返済日による利息算出例

APL適用日の翌日からその日を含めて14日間は、当月分利息は付与しません。15日目以降は当月分の利息を付与します。

月払のご契約は、お立替した保険料について、古い月から順に経過に応じて利息計算を行います。

年払・半年払のご契約は、年ごと（年払）または半年ごと（半年払）の保険料をお立替してその金額に対して月ごとに利息計算を行います。



*自動振替貸付の貸付利息の計算方法が、2013年10月31日以降、利息繰入前のAPLにおいて、適用期間中の保険料を払込期月ごとに分割し、古い払込期月から順に経過に応じて貸付利息計算する方法に変更となりました。

〈3〉利息繰入時の通知

送付先	送付物	送付時期
契約者	<ul style="list-style-type: none"> 自動振替貸付金ご利息の元金繰り入れのお知らせ（郵便払込票） 保険料お立替え（自動振替貸付）制度について（チラシ） 	利息繰入日の前々月の15日前後

4. APLの返済

契約者の意思により、貸付金の一部もしくは全額をいつでも返済できます（失効中を除く）。
貸付金残高については、営業サポートセンターまたは取扱営業店へご照会ください。

〈1〉返済方法

返済経路	返済日	特記事項
郵便振替	郵便局の受付日	APL適用時および利息繰入時に契約者宛てに送付しています。
当社口座への 銀行振込	当社口座への 着金日	お払込み金額から、振込手数料を差し引いてお振込みいただくことも可能です。

〈2〉留意事項

- (1) 全額返済を希望している場合は、金額相違にならないよう案内します。
- (2) 万一、全額返済で過剰金が生じた場合は、本社より契約者宛てに直接返金します。
- (3) 一部返済の場合、その後利息繰入が発生するまで、利息計算基準日となる貸付日に変更はありません。

〈3〉手続き完了連絡

送付先	送付物	
	一部返済	全額返済
契約者	・お手続き完了のご案内 ・自動振替貸付金ご返済のお知らせ（郵振払込票）	・お手続き完了のご案内
送付時期	一部返済処理完了の翌営業日	全額返済処理完了の翌営業日

■お手続き完了のご案内

年 4月28日

〒
SOMPOひまわり生命保険株式会社
契約サービス部

様

お問い合わせ先 カスタマーセンター
電話 0120-563-506

DR0000000295

お客様の請求番号 DR0000-000295

お手続き完了のご案内

様

平常より特別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今般ご請求のありました下記のお手続きが完了しましたので、お知らせいたします。

1. お手続き内容

個別保険証券番号 票
一括保険証券番号
保険契約者名

以下、ご返済日 年10月16日
■自動振替貸付金のご返済

2. お支払い内容(各ご契約別、お手続き別の精算内容は同封のお手続き明細書をご参照ください。)

3. ご留意事項(お手続き内容が万一、お申し出と異なる場合は当社までご連絡ください。)

000000000001

00001

5. APL 適用希望の変更

〈1〉変更方法

「自動振替貸付適用希望区分変更請求書」を取り付けます。

ひまわりオンライン>帳票ライブラリー>保全・収納・生存満期の収納帳票一覧にある「自動振替貸付適用区分変更請求書」(ワープロ帳票 803338) の使用も可能です。

(1) APL適用希望の変更は、請求書を会社が受付した直後に到来する払込猶予期間満了後に適用されるAPLからの取り扱いとします。

(2) APL不適用の手続きを行った契約であっても、再度、APL適用を契約者が希望する場合には、APL適用の手続きを行うことで適用の再開が可能です。

〈2〉手続き完了連絡

送付先	送付物	送付時期
契約者	お手続き完了のご案内	処理完了の翌営業日

■自動振替貸付適用希望区分変更請求書

自動振替貸付希望区分変更請求書 (1/1頁)

SONOMO ひまわり生命保険株式会社 宛

【個人情報のお取扱いについて】

当社は、本契約に関する個人情報に次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、本人確認や再保険契約の締結、再保険金の請求受理、提議金を含む各種商品、サービスのご案内、提供②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実とその他保険に関連・付随する業務等

【個人情報の第三者への開示】

当社は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供します。

①医療機関などの関係先(医師・歯科士・契約締結会社等)に業務上必要な照会を行う場合②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合は(再保険会社が別の再保険会社に情報を提供する場合も含みます)③法令に基づく場合は④当社の業務遂行に必要な範囲で、業務代理店を含む委託先に提供する場合⑤当社グループ会社との間で利用目的を行う場合⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払任意権照会制度に基づき、他(一社)生命保険会社、共済、(一社)生命保険協会の間において共同利用を行う場合

【契約内容登録制度・契約内容照会制度】

当社は、生命保険制度が健全に運営され、各種保険金・年金・給付金等の支払いが正しく確実に実行されるよう、「医療系保険契約内容登録制度」「契約内容登録制度」に基づき、(一社)生命保険協会の間でこれらの保険金・年金・給付金等のある保険契約および特約についての登録を実施し、生命保険会社との間で、個人データを共同利用します。平成14年4月以降の契約内容、各生命保険会社および全国共済連合会等生命協会の「契約内容照会制度」に基づき相互に照会しております。

【その他重要な特約事項】

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故等が発生したと判断される場合に、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済連合会等生命協会の「契約内容登録制度」に基づき、(一社)生命保険協会においてこれらの保険金・年金・給付金等のある保険契約および特約についての登録を実施し、生命保険会社との間で、個人データを共同利用します。平成14年4月以降の契約内容、各生命保険会社および全国共済連合会等生命協会の「契約内容照会制度」に基づき相互に照会しております。

【当社の個人情報の取扱いについて】

お客様の当社担当者である生命保険専任者の身分・機能等に照らして確認を必要とする場合には、最寄りの当社営業店、もしくは本社代表者電話(TEL:03-6742-3111)までご連絡ください。

変更がある場合は、住所を記入します。

ご契約者死亡の場合(念書に必ずご記入ください)

1. 相続人全員の中から、相続人代表者と連帯保証人を各々1名ずつ選出してください。

2. 死亡された被保険者の除籍簿本をご提出ください。

3. 相続人代表者および連帯保証人と死亡された契約者様との関係(ご住所等)を詳細にご記入ください。

念書 年 月 日

SONOMO ひまわり生命保険株式会社 宛

上記契約の契約者は死亡したため、相続人全員の同意を得て、名義変更請求をいたします。

後日、この変更について紛争が生じたとしても、責任をもって解決し、一切の追認をさせていただきます。

相続人代表者 (自署) * * * * *

連帯保証人 (自署) * * * * *

●新契約者確認事項

契約者変更時の取扱者確認事項

未成年者の場合の確認事項 (口)にチェック、(書)に記す

1. 書類による本人確認の確認事項

① 契約者・変更後の契約者 本人確認書類を提出してください。

個人(口)免許写真・本人写真・写口健康保険証写真

口印鑑証明

口他 ()

法人: 口印鑑本口印鑑証明 口印鑑証明

口他 ()

2. 訪問・郵送による確認の場合

確認日 年 月 日

確認者氏名

受取人 ()

取捨者氏名

取捨日 年 月 日

取捨者氏名

転居予定日

営業店到着日

本社到着日

15.69 訂正

契約者の自署が必要です。
法人契約の場合は押印も必要です。

代理店での受付日を記入し、
取扱者印を押印します。